

わが国の事業承継における相続税の問題点

わが国には現在約 483 万¹に及ぶ中小企業があると言われている。その企業数や従業員数はわが国経済においても極めて大きな意義を有しているといえる。若年層がリスクを取りたがらない傾向が開業率の低下に繋がっていて、産業界における活性化が弱体してきているとの指摘もあるが、他方で第二の創業期ともいえる世代交代時に、事業承継がスムーズに進んでいないことによる廃業率の上昇も弱体化の一因であると捉えられている。一般的に経営と資本の所有が一体化している中小企業においては、経営権の承継は資本の承継を伴って事業承継されており、相続発生時の相続税負担による資本の毀損が、継続事業体としての持続性確保の懸念となっている。

相続税の課税理念には、財産承継という考え方はあるが、事業承継という考えは十分に考慮されているとはいえ柔軟な運用が求められている。

このような環境下で平成 14 年度税制改正大綱の中にも中小企業の事業承継支援として相続税軽減措置が盛り込まれた。

しかしその内容は期待された包括的な事業承継支援策ではなく、事業用資産のなかでも株式に限定され、更に小規模宅地等の軽減税率適用は選択できなくなるなど、十分なものとはいえない。

本レポートでは、わが国の事業承継関連税制を欧米先進国の制度との比較も行ないながら問題点を検討してみる。

1. わが国における中小企業の問題点

1) 求められる事業の継続性

わが国における中小企業の定義は、中小企業基本法第 2 条において、常用雇用者 300 人以下（卸売業、サービス業については 100 人以下、小売業、飲食業については 50 人以下）、または資本金 3 億円以下（卸売業については 1 億円以下、小売業、飲食業、サービス業については 5,000 万円以下）と定められている。その数は 483 万を越え、従業員数も 3,120 万人弱と全従業員数の約 70%を占めている。

中小企業の一般的な形態は経営と資本の所有が一致しているところにあり、株式を公開

¹総務省『事業所・企業統計調査』（平成 11 年度）、国税庁『法人企業の実体』（同）より、個人企業を含む数値。

している企業と異なり、長期的な経営の進展のなかで経営者本人に生じる事情の変化が事業そのものの展開に大きな影響を与えることとなる。特にその活動過程での相続の発生は、後継者にとって相続税という偶発的な資金負担を求められることとなる可能性がある。更に中小の事業経営者にとって事業用不動産や自社株式は個人資産の大半を占めている現状となっており、高率の相続税の支払いが、事業用資産等の売却に依存するケースもでてきて、第二の創業期ともいえる時期に不安定な経営を余儀なくされる事態となっている。

折しもわが国全体で高齢化が進展していくなかで中小企業経営者の年齢も高齢化してきており、中小企業という経営資源を事業体として毀損することなく、いかに有効活用できる仕組みを作り上げるかが求められている。昨今の経営環境の悪化のなかで、すでに廃業率が開業率を上回っている²が、今後の高齢化の進展は、更にこの流れに拍車をかけることが想定される。中には、経営環境悪化から存続意義が消失している企業も存在しているであろうが、存続意義のある企業までもが相続制度の仕組みによって消滅していくことは避けなければならない。

2) 事業承継における問題点

経営者の年齢をみていくと、55歳以上が40%を占めてきており、この年齢層の経営者は10年間で10%近く増加してきている。今後の事業承継の障害として52%の経営者が「相続税の負担」としており、特に従業員100人以上の規模の経営者になると、70%が意識しているという結果となっている³。生前に経営権の承継を目指したとしても、贈与税の重さから財産権である自社株式の移動は容易に進まず、結果的に相続に備え、自社株対策や資金手当を進めることとなっている。また世代交代が起きずらいことによって、同世代間での企業家意識の共有が希薄になり、若手経営者が増えない一因ともなり、開業率の低下にも繋がっているとも考えられる。

経営者は事業を承継させる理由として、「築いた技術がもったいない」(45.5%)、「事業の成長、発展が見込める」(36.6%)と、蓄積してきた経営資源を毀損することなく事業体の承継を望んでいる⁴。また他方でオーナー親族以外から経営者を募り、経営権と同時に資本も譲渡していく手法も用いられ始めているが、現状においては大多数が相続を伴う事業承継となっている。

² 総務省統計局『事業所・企業統計調査』(2001年)より

³ 中小企業庁『事業承継に関するアンケート』(2001年7月)より

⁴ 同脚注3

2. わが国の相続税

1) 相続税の概要

わが国の民法では相続発生時に、被相続人が生前に所有していた財産上の権利、義務等を、被相続人と一定の関係のある人に移転することとされており、生前は潜在的であった持分を死亡によって顕在化させることとしている。

また相続人は配偶者と血族相続人と定められており、相続人が相続税を納付する仕組みとなっている。

平成 11 年の相続税の課税価格は 13 兆 2,699 億円で、対象となった被相続人は 50,730 人であった。これに基づき 1 兆 6,890 億円の納税がなされた。課税財産のうち同族会社株式及び出資は 4,402 億円で、被相続人の数は 10,604 人と全体の 20% を占めている。

このように相続発生時に実際に納税義務が生じてくるのは死亡者全体の 5% 程度であり、一般には、一部の資産家のみに関係が発生する程度との認識もある。しかし、事業継承という観点からは、経営者のなかで相続税を払ったとする割合は 36% にのぼっており、従業員 100 人超の規模の企業経営者では、60% 近い割合に達している⁵など、無視できない問題となっている。

図表 1 相続税速算表

各法定相続人の課税価格(円)	税率(%)	差引額(円)
8,000,000 以下	10	0
8,000,001～16,000,000	15	400,000
16,000,001～30,000,000	20	1,200,000
30,000,001～50,000,000	25	2,700,000
50,000,001～100,000,000	30	5,200,000
100,000,001～200,000,000	40	15,200,000
200,000,001～400,000,000	50	35,200,000
400,000,001～2,000,000,000	60	75,200,000
2,000,000,001 以上	70	275,200,000

2) 相続財産の評価

相続税法では、相続財産の評価基準は相続による取得時の時価と規定している。この時価とは市場価格ではなく相続税法や国税庁通達で定めた評価方式により、それが公開企業の場合は相続開始日の終値、または相続開始日の属する月以前 3 ヶ月間の日々の終値の各月平均額のうち最も低い価額をもって評価額とすることとされている。

他方、取引相場のない未公開企業の株式は、公開企業株式のように時価を客観的に把握

⁵ 同脚注 3

する取引が行われておらず、このような取引相場のない株式の評価は「類似業種比準方式」、「純資産価額方式」に則り、時価に準じる価額が算出されている。また株式取得者が支配株主以外の少数株主である場合、例外的評価方法として「配当還元方式」が適用される。通常の支配権を伴うものであれば「類似業種比準方式」、「純資産価額方式」、もしくはこれらを一定割合で併用した「併用方式」が適用される。

この評価方法は企業規模により異なり、大会社分類の企業は類似業種比準方式により、中会社分類の企業は併用方式により、小会社分類の企業は純資産価額方式による。これは、比較的規模の大きな企業は事業内容の類似する公開企業との比較が算定上において適当であり、小規模の企業は個人事業者が事業用資産を直接所有しているのに近い実体であり、資産に着目するのが適当との考え方に基づいている。

図表 2 類似業種比準方式の計算式

$$A \times \left[\frac{\frac{(B)}{B} + \frac{(C)}{C} \times 3 + \frac{(D)}{D}}{5(*)} \right] \times \begin{matrix} \text{小会社} & 0.5 \\ \text{中会社} & 0.6 \\ \text{大会社} & 0.7 \end{matrix}$$

(*) (C) = 0 の場合は、3 とする。

A・・・類似業種の平均株価

B・・・類似業種の 1 株当たりの配当金額 (B)・・・評価会社の 1 株当たりの配当金額

C・・・類似業種の 1 株当たりの利益金額 (C)・・・評価会社の 1 株当たりの利益金額

D・・・類似業種の 1 株当たりの純資産価額 (D)・・・評価会社の 1 株当たりの純資産価額

図表 3 純資産価額方式の計算式

$$\frac{\text{時価純資産} - (\text{時価純資産} - \text{簿価純資産}) \times 42\%}{\text{課税時期の発行済み株式数}}$$

3. 欧米先進国の事業承継関連税制

1) 英国の事業承継関連税制

英国の相続税は一律 40% で、わが国のような遺産取得課税方式ではなく、遺産課税方式となっている。

英国では 1976 年に導入された「事業資産控除制度」(BPR、Business Property Relief) が 1992 年に拡充され、事業会社の事業用資産の相続については 50%、またはその株式の相

続については100%の控除を認める制度となっている。

この対象になる要件としては、実際に事業活動を行っていることとされ、投資業や不動産賃貸業などは対象外となっている。また相続の2年前から当該事業用資産を保有し、かつ使用していることも適用要件となっている。

2) フランスの事業承継関連税制

フランスの相続税は最高税率40%、最低税率5%の7段階で、遺産取得課税方式で課税されている。

2000年から、事業会社の事業用資産またはその株式の相続について50%の控除を認める軽減特例が導入された。

適用要件としては相続発生前の2年前以前から事業用資産や株式を所有していること、相続後6年間はそれらを継続保有すること、相続人、共同出資者が代表者になって事業を5年間継続することを満たすこととされている。

不動産賃貸、貸金業は対象外となっている。また個人資産の運用や金融資産としての運用だけのものも、雇用の創出に結びついていないという理由から対象外とされている。持株会社も事業会社の持株会社であれば対象となるが、運用内容によっては制限される。

またフランスでは生前贈与の促進が図られ、子へは10年間に30万フランまで、配偶者へは50万フランまで非課税とされている。この制度を10年単位で繰り返すことで、相続税を軽減できるものともなっている。

3) ドイツの事業承継関連税制

ドイツの相続税は最高税率30%、最低税率7%の7段階で、遺産取得課税方式で課税されている。

地域社会の主体をなす中小企業の存続発展を重視するとの社会的コンセンサスのなかで、1994年より、事業会社の事業用資産または株式の相続については50万マルクを控除の上、更に残額から40%控除する軽減措置がとられている。

適用要件としては、相続後5年間事業を継続することとされ、相続前の制限はない。不動産業、貸金業も法人化すれば対象となる。

またフランスと同様に生前贈与の促進も図られており、子へは10年間で40万マルク、配偶者へは60万マルクまでが非課税となっている。

欧州委員会では企業倒産の約10%が、事業承継に際しての不適切な措置に起因していると言及しており、この問題認識がこれら3ヶ国のコンセンサスになっていると考えられる。

4) 米国の事業承継関連税制

米国における相続税は最高税率 55%、最低税率 18%の遺産課税方式となっている。1997年より事業用資産について 130 万ドルまでの非課税制度が設定されている。

適用要件として、被相続人とその家族が当該資産の 50%超を保有していること、相続前 3 年間株式が市場で取引されていないこと、相続人が相続前 8 年間のうち 5 年以上当該事業に実質的に従事していること、相続人が相続後 10 年間で継続 8 年のうち 5 年以上当該事業に実質的に従事していること、被相続人の財産のうち配偶者に移転されたものを除き 50%超が相続前 10 年以上雇用された家族に相続されていることを満たすこととなっている。

4. わが国の事業承継関連税制をめぐる動き

1) 最近の事業承継関連税制の動き

平成 11 年度に特定事業用小規模宅地の課税特例の拡充が図られた。これは相続した宅地が 330 m²以下の事業用宅地で引き続き事業を継続する場合に、土地の評価額を 80%減額できる措置である。平成 13 年度には 400 m²以下の事業用宅地と再度、基準が引き上げられた。

平成 12 年度には取引相場のない株式の評価方法が収益重視へ見直され、図表 2 の類似業種比準方式の利益比準値のウェイトが 3 分の 1 から 5 分の 3 へと変更された。

また平成 13 年度には、贈与税の基礎控除額が 60 万円から 110 万円へと引き上げも行われた。

2) 平成 14 年度の事業承継税制改正点

平成 14 年度税制改正大綱において中小企業の事業承継支援策として、取引相場のない株式等についての相続税の減額措置が盛り込まれた。

所有と経営が渾然一体となった取引相場のない株式等のうち、当該発行済み株式等の総数の 3 分の 1 以下に相当する部分について、3 億円を上限として相続税の課税価額を 10%軽減するものである。

当該企業の発行済み株式等の総額が相続税評価ベースで 10 億円未満、かつ被相続人等が当該株式の発行済み株式総数の 50%以上を保有しており、相続人が引き続き所有し、役員として経営することが適用要件となっている。

またこの特例を適用した場合は、小規模宅地等についての相続税減額の特例は適用できないこととされている。

この制度による減税の効果をみていくには、対象となる規模の企業割合を把握すること

が必要となる。しかし取引相場のない株式の相続税評価額は企業規模によって算出方法が異なることや、時価純資産の把握が困難なことから、正確な数値測定をせずに、減税額の上限值を導き出すこととする。まず対象外企業の下限値を求めるために、低めに見積った相続税評価額の10億円以上の企業数を把握し、これにより対象企業割合の上限值が求められ、減税額の上限值が導き出されていく。この低めに見積る相続税評価額を求めるには、一般的に低額の評価となる大会社分類の算式で測定していくことで対応できる。この方法で国税庁の公表している『会社標本調査結果』（税務統計からみた法人企業の実体）の数値に基づき試算を行う。具体的には図表2の類似業種比準算定式の配当比準(B)/B、利益比準(C)/C、純資産比準(D)/Dの、分母に各業種⁶の配当金額、利益金額、簿価純資産額の3要素を全産業加重平均値に加工した数値を用い、分子に所得階級別・資本金階級における企業規模ごとの、配当金額⁷、利益金額⁸、簿価純資産額⁹を用いて比準値を算出していく。

図表4は『会社標本調査結果』の所得階級別・資本金階級における252万法人の分布表に、前述の算定より求められた各階級の相続税評価額で10億円以上に該当する階級の部分を網掛で示したものである。

図表4 所得階級別、資本金階級別法人数

資本金階級	100万円未満	100万円以上	200万円以上	500万円以上	1000万円以上	2000万円以上	5000万円以上	1億円以上	5億円以上	10億円以上	50億円以上	100億円以上
所得階級												
利益計上法人												
100万円未満	1,955	796	115,622	35,957	89,637	15,103	862	368	11	8	0	0
100万円以上	386	257	35,974	8,161	46,118	9,333	519	246	4	5	0	0
200万円以上	254	93	18,673	7,610	26,713	8,223	1,565	235	2	10	0	0
300万円以上	196	163	18,041	7,607	30,272	8,489	1,125	381	10	11	0	2
500万円以上	206	190	16,631	7,703	39,623	17,974	1,968	739	40	28	1	0
1000万円以上	119	73	9,142	6,348	32,219	18,865	3,900	1,188	37	39	2	4
2000万円以上	95	54	3,872	3,974	25,963	18,296	5,452	1,970	102	89	2	0
5000万円以上	54	38	935	1,008	6,052	8,125	3,414	2,201	115	125	15	9
1億円以上	134	26	1,016	90	3,150	5,106	3,073	2,292	194	174	22	14
2億円以上	29	18	203	139	566	2,019	2,242	2,643	359	433	50	32
5億円以上	11	2	0	4	345	195	635	1,039	314	489	59	28
10億円以上	0	0	0	0	0	107	423	587	225	801	320	583
欠損法人	12,019	6,566	775,592	224,107	608,792	98,324	23,712	13,437	1,242	2,228	435	583

(出所) 国税庁『会社標本調査結果』（平成11年度）より野村総合研究所作成

⁶ 国税庁『類似業種比準価額計算上の業種目別株価等の中分類』（平成11年分）より抽出

⁷ 国税庁『会社標本調査結果』（平成11年度）第1表より資本金階級別の支払い配当額を算出

⁸ 国税庁『会社標本調査結果』（平成11年度）第9表より所得階級別の利益額を算出

⁹ 財務省『法人企業統計』（平成11年度）の資本金階級別の資本金額と自己資本額の割合から算出

この算定では少なくとも全法人数の約 1%が相続税評価額 10 億円以上と想定される。

これに小会社分類等で時価純資産に基づく純資産価額方式による相続税評価額 10 億円以上企業が加算される。

平成 11 年の相続税課税価額 13 兆 2,463 億円、基礎控除額 4 兆 3,569 億円に対し法定相続人は 181,895 人となっており、相続人一人当たり 4,887 万円の課税額となる。これは図表 1 にあるように平均的に 25%の相続税率が課せられる課税価格帯であり、相続課税価額のうち同族会社株式及び出資の額の 4,402 億円にもこの税率が適用される。すでに算出したとおり、少なくとも 1%が相続税評価額 10 億円以上の企業で今回の措置の適用外となることから、4,402 億円の 99%の 4,358 億円に対して減税措置¹⁰がとられ、相続税課税額は 4,212 億円への減額となる。よって今回の改正措置による減税額の上限値は約 48 億円と想定される。

5. まとめ

今回の税制改正について改善を要する点として 3 点指摘していく。

1 点目は相続税評価額の控除額についての検討である。まず被相続人が 100%保有している取引相場がない株式で、自社株式の相続税評価額が 9 億円、その他資産を含め課税総額 12 億円、法定相続人 3 人¹¹のケースで試算してみる。このケースでは今回の税制改正による減税額は 1,500 万円となる。しかし自社株式に対する相続税額は約 3 億円にのぼり、依然として時価総額の 3 分の 1 に及んでいることから、事業承継問題における抜本的な解決策にはなっていないといえる。次に前項で確認した全体の減税額 48 億円について、平成 13 年度に中小企業投資促進税制として講じられた特別償却減税での財務省の減税試算額 960 億円との比較において検討してみる。仮に控除額を大幅に変更し、発行済み株式総数の 3 分の 1 以下の部分に限定する条項を取り除き、相続税評価額の 70%の減額をしたと仮定し試算すると 773 億円の減税となる。この額は平成 13 年度中小企業投資促進税制による減税試算額の 80%の水準であり決して過大な金額ではないといえる。通常、経営者は事業が途中で途切れてしまうと考えれば、継続的投資は控えるものであり、事業を継続し易くするための減税措置と、短期的な投資促進のための償却措置とでは、長期的視点にたった前者を選択する経営者の方が多数を占めるであろう。このように検討していくと、控除額は現状を見据えた効果的なものとなるよう大幅な改善が求められよう。

2 点目の指摘は、適用企業に上限規模を設けたことについてである。この制約を回避するための自社株対策が起こりうるという懸念が生じる。すなわち相続税評価段階での自社株

¹⁰ 取引相場のない株式の相続税控除の範囲となる発行済み株式数の 3 分の 1 の部分に対し 10%の減税額を導き出す計算式=4,358 億円×1/3×10%から算出

¹¹ 相続人は 3 人とも子と仮定する

式の評価を引き下げる措置を取ることや、あるいは相続税評価額が10億円未満になるように企業分割を行うといった、企業価値増大の目的には沿わない相続のための対策が打たれることが想定される。依然として目先の事業承継対策に翻弄されてしまい、本質的な後継者問題や、財産承継のみに焦点が当たっている現行の相続税問題の解決への機会を自己本位的な対策のなかで、社会全体として見逃してしまうことへの懸念である。

3点目としては今回の措置が株式のみへの適用で、その範囲が事業用資産全体に及ばない点である。実際、欧米先進国の制度をみると、各国の事情に照らし合わせて事業の継続性や個人資産との分別を適用要件に盛り込んでおり、それらを満たせば事業用資産の種別や事業規模による区分は排除されており、制度が包括的に利用できるものとなっている。これらの国々は税制による富の再分配機能と同等に、継続事業体としての企業が消滅することによる社会的損失を重要視し、社会全体の富のバランスを考えているといえる。

英国の「事業資産控除制度」(BPR、Business Property Relief)が拡充された1992年を挟んでの企業破綻件数の推移をみると、1992年の24,425件から1997年の12,610件まで約半数に減少している。この間の企業数はほとんど増加しておらず、景気変動以外の作用で企業破綻件数が減少したと考えられ、拡充された「事業資産控除制度」の影響も大きかったと推測される。わが国の現状において、英国のような事業資産控除制度が即効性のある中小企業対策となりうるか否か不確かではあるが、長期的視点に立てば、継続的な先行投資が産業のダイナミズムをもたらす一因だと考えられ、事業承継の観点から企業の永続性確保を優先させ、経営の自由度を広げる何らかの対応策の導入は不可欠といえよう。

(杉岡 登志夫)